

倉敷市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱

令和7年6月18日

告示第419号

(趣旨)

第1条 市民の誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するため、日常的にスポーツを行う場としての総合型地域スポーツクラブ（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第21条に規定する地域スポーツクラブであって、会員個々の目的に応じて、世代を問わず、多様な種目のスポーツに取り組む場を提供することを目的とするものをいう。以下「総合型クラブ」という。）の育成を図ることを目的として、その創設及び活動事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとし、その内容は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 新たに総合型クラブを創設する事業（以下「総合型クラブ創設事業」という。）
- (2) 総合型クラブの創設後に行う事業（以下「総合型クラブ活動事業」という。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体とする。ただし、総合型クラブ創設事業の場合は、補助対象事業が完了したときに、当該要件の全てを満たすものに限る。

- (1) 地域に開かれ、世代を問わず、誰でも参加できること。
- (2) 自立した運営組織を持ち、原則として会員から運営に必要な会費を徴収していること。
- (3) 運営方針を明記した会則又は規約があること。
- (4) 年間の活動計画を有すること。
- (5) 年間の収支予算計画を有すること。
- (6) 指導者を適正に配置し、年間を通じて、多種目、多世代のスポーツ活動を定期的実施していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表第1から別表第3までに規定する経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業に対して、国、県、本市その他の機関から補助金等を受ける場合においては、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

（補助金の額等）

第5条 一団体当たり1年度に受けることができる補助金の額は、前条の規定により算定して得た補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

2 補助の年限は、総合型クラブ創設事業にあつては一団体当たり1年度限り、総合型クラブ活動事業にあつては一団体当たり総合型クラブを創設した年度の翌年度及び翌々年度限りとする。ただし、総合型クラブ活動事業において、市長が特別な事情があると認めるときは、総合型クラブを創設した年度の翌年度及び翌々年度以外の年度又は連続しない2年度であっても、通算して2年度を上限に補助金の交付をすることができる。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、総合型クラブ創設事業については、第9条の実績報告において、第1号、第2号及び第5号に掲げる書類を提出するものとする。

- （1） 活動計画書
- （2） 収支予算計画書
- （3） 運営組織図
- （4） 役員名簿
- （5） 会則又は規約
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

（変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内

容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の申請書により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該事業が完了した日から1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類の写し
- (4) 第6条第1号、第2号及び第5号に掲げる書類（総合型クラブ創設事業に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書を受け付けたときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正な行為があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保

存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第2条、第4条関係)

事業の内容等

| 事業の区分 | 事業の内容 | 補助対象経費 |
|----------------|--|---|
| 総合型クラブ 創設事業 | 1 調査及び基本構想、会則、活動計画等の作成 2 準備委員会等の会議の開催 3 研修会、講習会等の開催及び参加 4 広報活動 5 その他総合型クラブ創設のための活動で、市長が必要と認めるもの | 報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料及び賃借料、備品購入費 |
| 総合型クラブ 活動事業 | 1 運営委員会等の会議の開催 2 総合型クラブマネージャー（公益財団法人日本スポーツ協会が開催する養成講習を受講し、資格を取得した者をいう。以下同じ。）及び有資格指導者の育成 3 健康増進、体力づくり等の事業 4 定期的かつ継続的なスポーツ教室の開催、スポーツ大会等への参加 5 研修会、講習会等の開催 6 広報活動 7 その他総合型クラブの活動で、市長が必要と認めるもの | のうち、市長が適当と認める経費 |

別表第2 (第4条関係)

報償費

| 報償費の内容 | | 単価の限度額 |
|-------------|-------------------------|------------|
| 医師 | スポーツ大会、交流大会等での治療 | 1日 10,000円 |
| スポーツドクター | 健康相談、体力測定の実施 | |
| 講演者及び講師 | スポーツ指導者の研修会、講習会の講演 | 1日 6,300円 |
| スポーツプログラマー | スポーツプログラムの提供、指導 | |
| 通訳 | 指導者海外研修、国際大会開催時の通訳 | |
| アスレチックトレーナー | スポーツに関する科学的かつ技術的な指導及び助言 | |
| 種目別指導員 | 地域住民、競技者への実技指導及び助言 | |
| 審判員 | スポーツ大会、交流大会等での審判 | |
| 看護師 | スポーツ大会、交流大会等での看護 | |
| 助手 | スポーツ大会、交流大会等での運営支援 | |

別表第3（第4条関係）

報償費以外

| 費目 | 内容 | 単価の限度額 |
|-------|-------------------------------|--------------------|
| 賃金 | 総合型クラブマネージャー | 1月 100,000円を限度 |
| 委託費 | 会場整理費 | 1日 5,000円を限度 |
| | その他 | 実費 |
| 旅費 | 鉄道賃、バス賃等 | 住居地最寄り駅から会場地間の往復運賃 |
| | 航空運賃 | 実費 |
| | 宿泊費 | 実費（市長が別に定める限度額） |
| 消耗品費 | 消耗品、文具、書籍購入費等（単価3万円以上の物品を除く。） | 実費 |
| 印刷製本費 | 資料印刷費等 | 実費 |
| 通信運搬費 | 郵送料、切手代等 | 実費 |
| 手数料 | 振込手数料等 | 実費 |

| | | |
|--------------|-----------------------------|----|
| 使用料及び 賃借料 | 会場借上げ料、物品の賃借料等 | 実費 |
| 備品購入費 | スポーツ用具（個人所有となる ものを除く。）費等 | 実費 |